

# 最近の世界遺産登録と平泉の今後

本 中 眞<sup>\*</sup>

これより講演に入ります。本日の講師は、文化庁主任文化財調査官の本中 眞先生です。講演の前に、先生の略歴を紹介させていただきます。

先生は大阪府のご出身です。千葉大学園芸学部をご卒業の後、奈良国立文化財研究所を経て文化庁文化財部記念物課にご勤務されています。専門は景観学で、農学博士でもあります。主要著書として吉川弘文館から『日本古代の庭園と景観』という単著をご出版されています。

本日の演題は「最近の世界遺産登録と平泉の今後」です。それでは先生、よろしくお願いたします。

## 1. 世界遺産条約の採択とその契機

皆さんこんにちは。聞こえますでしょうか。今日は少し風邪気味ですでお聞き苦しい点があるかもしれませんが、どうかお許してください。

本日の私の話のタイトルは、あらかじめお知らせしたものと少し異なっているかと思います。まず、最近世界遺産に登録されたものを紹介しながら、私の考え方も交えつつ今後の平泉についてお話をしたいと思います。

世界遺産条約は1972年にユネスコ総会で採択されました。1960年代は自然遺産と文化遺産の双方の分野に様々な危機的な状況が差し迫った時代でした。文化遺産の分野では、エジプトのナイル川上流にアスワンハイダムが建設されることになり、古代エジプト王朝のアブシンベル宮殿をはじめとするヌビア遺跡群がダム湖に水没してしまうという事態が発生しました。その危機を回避し、水没する可能性のある遺跡を救済する観点から、ユネスコが一大キャンペーンを始めたわけです。また、自然遺産の分野では、開発により自然破壊が進行するなか、国際自然保護連合（IUCN）が世界の顕著な自然地域の保護に向けた取り組みを提唱したのも1960年代のことでした。

そのような1960年代における文化遺産と自然遺産の保護に関する大きな流れが、アメリカのニクソン大統領によって政治的にひとつに束ねられることとなりました。ちょうど1972年は世界で最初の国立公園であったイエローストーン国立公園が創立100周年を迎える年だということで、その記念も込めてアメリカ合衆国は世界的に顕著な文化遺産と自然遺産の保護の枠組みを政治的なメッセージとして提唱したのです。こうして、ユネスコが推進していた文化遺産の保護の潮流と、国際自然保護連合（IUCN）が進めていた自然遺産の保護の潮流が一つにまとめられ、1972年にユネスコで世界遺産条約が採択されたわけです。

---

<sup>\*</sup>文化庁文化財部記念物課

## 2. 世界遺産条約の主旨

私たち日本人にとって世界遺産は地域振興や観光戦略の目玉としてなじみが深いわけですが、実は世界遺産条約の目的は別のところにあります。画面（資料1下）に明示しているのは条約の前文の要約ですが、ここに条約の精神・目的がすべて言い尽くされています。遺産を現代に利活用していく前に、それらに迫りくるさまざまな危機があるわけですね。地球温暖化や都市開発、地域紛争など、さまざまな危機によって文化遺産と自然遺産は共通の危機にさらされているということです。そのような危機の状態や原因を科学的に解明し、どのように制御したら、人類のための価値ある遺産として次世代に伝えていくことができるのか。遺産が存在する国だけではなく、地域社会、つまり国際社会全体で見守っていこうということが、条約の前文に示されています。それが条約の本旨なのだということですね。ですから、私たちは、海外旅行するとき世界遺産をできる限り見たいとか、日本の国内の場合には観光による経済効果を期待して世界遺産を目指そう、ということを考えがちなのですが、それ自体を私は否定しませんし、大切なことではあるのですが、世界遺産条約の主旨は本来そこにあるのではなく、顕著な普遍的価値、世界的な価値のある場所をどのように守って行くのか、国際社会全体で共同して取り組んでいく上での共通理解を築こうとしたことにあるということです。私たちは、今一度、条約の主旨を思い起こす必要があるだろうと思います。

## 3. 現在の世界遺産記載数とその現状

現在の世界遺産の記載数ですが、今年7月にカンボジアのプノンペンで開かれた第37回世界遺産委員会において新たな遺産が記載され、総数は981件となりました。このスピードで進めば、来年の世界遺産委員会で1,000件を超えることになるのではないかと思います。1,000件を越えて、このまま世界遺産の総数が増え続けていくと、危機に晒されている世界遺産も含めて、さまざまな課題のある遺産をどのように保護していくのかについて、世界遺産委員会で議論する時間がなくなってしまいます。世界遺産委員会とその事務局である世界遺産センターの能力も大きくオーバーしてしまうわけですね。そこで、できるだけ新規に記載される遺産の数を絞っていこうという方向に向かっているんです。ご承知のように、現在、各締約国からは年間1件しか推薦できないというシステムになっているのですが、今後は推薦できるチャンスを2年に1回にするなど、記載のペースをさらに緩やかにしていく方向性が議論されていることも事実です。

総数の981件（資料2上）。これを多いと見るか、少ないと見るかということだと思いますが、文化遺産と自然遺産の記載数の違いからもわかるとおり、世界遺産一覧表にはさまざまな不均衡があると指摘されています。文化遺産が759件もあるのに対し自然遺産は193件で、圧倒的に文化遺産の件数が多いということがわかります。面積に換算すると、文化遺産と自然遺産との差はもう少し縮まるのではないかと思います。今日は資料をお示しできませんが、文化遺産の圧倒的な多数の部分は、ヨーロッパの国々に占められています。少ないのはラテンアメリカやアラブ諸国、アフリカ諸国などですね。そのような国々の独特の文化や自然をできる限り世界遺産一覧表に反映させていこうという観点から、すでに多くの世界遺産がある国々には我慢してもらって、まだ世界遺産が一件もないような国々からの資産の推薦をできるだけ優先させていこうという動きもあるわけです。そのような地域による遺産数の不均衡、文化遺産と自然遺産の件数の間にある不均衡、地域的・地理的な不均衡をできるだけ是正し、世界遺産一覧表全体が顕著な普遍的価値、つまり人類共通の価値の総体とし

て、調和のあるかたちにしていくことが必要だとの観点から、さまざまな取り組みが行なわれてきたわけです。

現在、危機にさらされている遺産が44件あります。これらも最近増える傾向にあります。先ほども申しましたように、気候変動や都市開発によるいろんな景観破壊、それから地域紛争によって戦場と化してしまったような資産などが徐々に増えつつあるということですね。危機にさらされている遺産一覧表に記載することによって、ユネスコによる財政的・技術的な支援を積極的に行なっている前提が作られるわけで、そのような仕組みこそが条約の持つ本来の目的であったということです。

現在、条約の締約国数は190。先ほども少し紹介しましたが、ユネスコ関係の条約の中では最も締約国数が多く、世界遺産条約は文字どおり「ユネスコの看板」となっているということだと思います。ただし、今後、新規の記載遺産数が少なくなればなるほど、良きにつけ悪きにつけ私たちが世界遺産条約に対して持っている強い思いや熱意みたいなものが少し低減していくのではないかと、とも思います。そうなったとき、条約が持つ役割や要請が今と同様に維持されているのかどうか、少し心配な部分はあります。この点については、人によって意見も違うのではないかととも思います。

## 4. 2013年に世界遺産一覧表に記載された資産

画面(資料2下)には、今年の第37回世界遺産委員会で新たに記載された遺産を掲載しています。これらの写真はすべてユネスコのホームページからダウンロードして貼り付けたものですが、全部で19件あります。下段の3つが、すでに記載されていたものに追加記載が行なわれた遺産です。平泉も追加記載を目指しているわけですから、将来、この「追加記載」の遺産として紹介できればいいなと思います。今回の新規記載遺産のなかでも特に私が注目したのは、上段に掲載されている4つなのです。上段左から2つ目は、皆さんよくご承知の富士山です。これについては、後で紹介いたします。

### 1) イタリアトスカーナ地方のメディチ家の建築と庭園

その左側に掲載されているのは、イタリアのトスカーナ地方にあるメディチ家の15～17世紀頃に造られた別荘の建築と庭園です。私は庭園を専門としていますので、この遺産に特に注目していたのですが、やっと記載されることになったのかと思うぐらいの価値の高い資産でした。12の別荘が一群のものとして世界文化遺産に記載されたんですね。イタリア式の庭園というと、フランス式の庭園の母体や基本形であるといっても良いかと思いますが、そういったものが、今やっと世界遺産になったのだということだと思います。トスカーナ地方の多くの別荘には顕著な建築や庭園が残されていますので、それらの中からどれをどのような基準に基づいて選択するのか、深い議論と所有者を含めた確実な合意形成に時間を要したというふうに聞いています。

### 2) 中国雲南省のハニ族の棚田

上段の右端の写真は、中国雲南省のハニ族という少数民族を中心とする地域で営まれている棚田です。「ハニ族の棚田」という名前で世界遺産になりました。1,300年くらい前から棚田での営農が続けられてきたと言われていて、畜産を併用した赤米の生産が行なわれてきたわけです。少数民族の顕彰を含めて世界遺産への記載が行われた棚田は、「フィリピン・コルディレラの棚田」(1995年記載)に次いで2つ目にあたります。民族問題等をどのように克服していくのかという問題とともに、中国が新しい種類の文化資産を推薦し、記載されたということに大きな意義があると思います。

### 3) カナダレッドベイの捕鯨遺跡

その他、特に私が注目したのは上から 2 段目の左から 2 つ目の遺産。これは北朝鮮で 2 例目の文化遺産となった「開城の資産群」です。そして、上から 3 段目の右端には、まるで自然遺産かと思紛うような写真がありますが、これが 17 世紀のクジラの捕獲と鯨油生産の拠点となった「レッドベイ（赤い湾）」の遺跡です。カナダの北東岸に位置する捕鯨関係の考古学的遺跡なんです。ヨーロッパの捕鯨の拠点及び鯨油の供給地としての一連の考古学的遺跡が非常に良好な状態で残されているということで、世界遺産一覧表に記載されました。捕鯨には賛否両論あると思いますが、少なくとも白人の世界からこの種の遺産が文化遺産として推薦され、記載されたということにも大きな意義があったのではないかと思います。

#### 4) イタリアエトナ山の火山と富士山

下から 2 段目の中央には、噴火する火山の写真が見えます。これは、イタリアのシチリア島の北東部に位置する「エトナ山」という火山です。現在でも活発な噴火活動を続けていまして、火山の象徴的な存在として世界中に知られています。今回、信仰と芸術の象徴として東洋の「富士山」が文化遺産として記載されたのに対し、ヨーロッパの火山として著名な「エトナ山」が自然遺産として記載されたのですが、これらの 2 つの遺産は象徴的であったと思います。

#### 5) 新記載の危機遺産について

危機にさらされている遺産一覧表に記載して、さまざまな行財政上・技術上の措置・支援を行うことが世界遺産条約の目的であるということについて紹介したところですが、今回の世界遺産委員会で新たに危機遺産一覧表に記載されたものが 7 件あります（資料 3 上）。特に、そのうちの 6 件はシリアの文化遺産でした。ご承知のように、現在、シリアは内戦状態にありまして、画面に示す遺産が重大な危機にさらされている状態にあることから、危機遺産一覧表への記載が行われました。今後は、ユネスコを中心に強力な支援措置が講じられていくものと思います。

## 5. 富士山の記載とその意義について

さて、平泉の話に入る前に富士山の話をしたしたいと思います。今回の世界遺産委員会において記載された富士山は、日本を代表する山岳であることから、「ふじさん」という日本語の呼び名の下に推薦したわけです。イコモスは、審査の結果、文化遺産としての性質をより明確に伝えるために、「信仰の対象と芸術の源泉」という副題をつけたほうがよいのではないかと指摘し、世界遺産委員会においても合意されたため、副題を伴う名称の下に記載されたものです。

富士山については皆さんもよくご承知であり、既に登った方もおられるのではないかと思います。まずは富士山の顕著な普遍的価値とは何か、どのような側面から成り立っているのか、ということについてご紹介したいと思います（資料 3 下）。

#### 1) 信仰の対象

特質の第 1 は、長く「信仰の対象」とされてきたということですね。富士山は火山ですから、古くから登ってはならない火を噴く恐れ多い山であったわけです。しかし、火山活動が沈静してきた古代末期頃から中世にかけて、修験道の道場として多くの道者が富士山域で修行を行うようになりました。やがて、修験者のみならず、修験者に導かれた一般の道者が山頂を目指すようになり、17 世紀以降は富士山信仰集団の一つである「富士講」が隆盛したのに伴い、数多くの富士講信者が登拝を行うようになりました。富士山の五合目から山頂にかけての区域は、浅間大神（あさまのおおかみ）という富士山の神が住んでいて、山に登ることにより浅間大神と一体となり、擬死回生すると考えられ

るようになりました。山中において生死の境をさまようことにより、浅間大神と心身ともに一体となる。修験者は山中での修行を通じて霊能力を持つようになったわけですが、庶民は登拝を通じて新たな生を授けられるようになったわけです。こうして、富士山は恐れ多く登ってはならない山から擬死回生を求めて多くの庶民が登る山へと変わっていった。そのような「信仰の対象」としての長い歴史を持つ山岳であり、世界に類例を見ない顕著な性質をもっているということですね。

## 2) 芸術の源泉

もう1つは、「芸術の源泉」になってきたということです。古来、富士山を描いた図像・絵画、和歌等の文学作品は数限りなく残されてきました。特に、19世紀の後半には浮世絵に描かれた富士山の図像がヨーロッパにもたらされ、ヨーロッパの芸術文化に多大な影響を与えたわけです。こうして、富士山は「芸術の源泉」として世界的な影響力をもったということです。

私たちは、推薦書において、「信仰の対象」と「芸術の源泉」の2つの側面のみならず、両者が融合して「名山として世界的に著名となった山岳景観の代表的な事例」であるとの説明を行いました。しかし、「名山としての景観の代表的な事例」というポイントは、評価されずに消されてしまいました。最終的には、「信仰の対象」と「芸術の源泉」の2つの側面がそれぞれ評価基準の(iii)と(vi)に即して評価され、両側面が融合した存在であることが富士山を世界的な名山とならしめた、との観点から顕著な普遍的価値が認められたのです。

## 3) 決議で採択された評価基準

画面(資料4上)は文字ばかりの見にくいものとなっていますが、適宜、お手元の資料によってご確認いただければ幸いです。世界遺産委員会が採択した富士山の記載に係る決議文は5項目から成るかなり長いものなのですが、そのうちの第2点目には、6つの文化遺産の評価基準のうち、(iii)「信仰の対象」、と(vi)「芸術の源泉」の2つが適用され、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」という副題の付いた名称の下に世界遺産一覧表への記載が行なわれました。

決議文には、評価のポイントに加えて、いくつかの勧告が付されています。これについては、また後ほどご説明いたします。決議文の第3点目の「顕著な普遍的価値の言明(Statement of Outstanding Universal Value)」には、富士山のどこに世界遺産としての価値があるのかということが評価基準に基づいて示されています。富士山の場合には、文化遺産の6つの評価基準のうち(iii)と(vi)が適用されました(資料4下)。評価基準(iii)に関しては、多くの人々が山に登ることにより生命力を得るという富士山に対する信仰の側面から、山に対して今もなお生きている文化的伝統のたぐいまれなる証拠であるという点が評価されています。宗教・信仰の伝統のみならず、現在の人々が抱く富士山への深い憧れや美しさへの感謝、自然環境との共生などを重視する伝統へと結びついたことも評価の対象に含まれています。評価基準(vi)ですが、先ほども言いましたように、浮世絵を中心とする富士山の図像が、西洋の芸術に多大な影響をもたらしたことが評価のポイントです。

ここしばらくの間に、登山者数が増えてきました。多いときにはひと夏の非常に短い期間に40万人もの人々が登ったんですね。また、「弾丸登山」といって、登山の途中、山小屋で休憩することもなく、東京などからやってきて、夜っぴいて一挙に山頂まで切り切るという、ある意味で健康上非常に危険だとされる方法で登る人たちが多くなり、心配されています。登る方法にもさまざまなスタイルが生まれてきたわけですが、「生きた伝統」として「登る」という行為を評価する以上、それをどのようにコントロールすべきなのか、私たちの知恵と工夫が求められているというふうに思います。

画面は頂上付近で見る日の出のシーン、いわゆる「ご来光」です。登山者たちはご来光を待つまで

静寂の中で迎えるわけですが、太陽が昇ってくる瞬間にみんないっせいに声を上げるわけですね。古代から今日に至るまで、この瞬間に抱く感動は頂上を極めた者だけに許された不変のものではないかと思えます。

他方、画面に示すように、数多の芸術作品に描かれてきたのも富士山の特質です。画面に示す葛飾北斎による「神奈川沖浪裏」の図像は、東北大震災の津波の情景を思い起こさせる可能性があり、推薦書の表紙に使うのはいかがなものかと指摘してくれた外国人もいました。しかし、津波をイメージする人もいるかもしれませんが、日本人のみならず世界の人々にとって極めて著名な図像であり、その象徴的な性質は論を待たないのではないかと、あえて表紙に使うこととしました。

#### 4) 景観の構造

富士山を「景観の構造」の観点からとらえると、画面（資料5上）の図像のように捉えることができます。

画面の左側の図は、南西麓に位置する富士山本宮浅間大社に所蔵の『絹本著色富士曼荼羅図』です。図像の一番下に描かれている黒い部分が駿河湾の海なのですが、そこに細長く浮かんだように描かれている松林が三保松原です。ここに立ち寄った富士山への登山者たちは、山麓の富士山本宮浅間大社の境内で潔斎を行うわけです。湧玉池という富士山の湧水を集めた清浄な池があり、その水で禊を行って、富士山へ登る準備を行います。さらに、中腹にある村山浅間神社の社殿でも潔斎を行い、上方の登山道へと向かうわけです。登山道を軸として、潔斎の場である神社の社殿・境内が数珠つなぎに繋がっていく。さらに上方へと信仰の核心を成す聖なる領域が展開していく。これが富士山のいわば「景観の構造」の類型であるわけです。近世後期から近代にかけて、この類型を表す多くの参詣図が登山者たちの間に流布し、ガイドマップの役割を果たしてきました。

画面の右側の図は、特に富士山の北麓において、富士講の信者たちがとらえてきた富士山の「景観の構造」を図式化したものです。裾野には「八海巡り」といって、富士五湖を中心に8つの湖沼を巡って潔斎が行われました。これは、山に登る前に禊の一環として行う信仰の行事ですね。それを行った後、採草や山菜の収穫の場所である「草山」と呼ぶ領域から、さらに樹林に被われた「木山」と呼ぶ領域、そして五合目以上の「焼山」と呼び、草木が一本もない荒涼とした「御山」と呼ぶ領域が展開しています。これらの3つの領域を経て登山道を登り、頂上の浅間大神の居処にまで到達する。登山という行為を通じて、このような3つの領域から成る「景観の構造」が明確に認知されてきたわけです。これこそが富士山の「景観の構造」の特質であろうと。それは、画面左側の『絹本著色富士山曼荼羅図』に描かれたものと基本的に共通しているわけですね。

このような「景観の構造を表す代表的な事例」として評価基準(iv)に該当するのではないかと、私たちは推薦書において説明したわけですが、イコモスからは否定されてしまいました。むしろイコモスは、富士山の「信仰の対象」と「芸術の源泉」の2つの側面が融合して富士山を構成していることが重要なのであり、それを表す存在が富士山なのだと言及したわけです。先ほど申しましたように、評価基準(iv)の観点から「名山としての景観の代表的な事例」だとすることは否定されたということです。

#### 5) 資産の範囲

画面(資料5下)の左側の図は世界遺産となった遺産の範囲を示し、右側の表は構成資産の一覧です。

左側の図において濃い灰色で示しているのが世界遺産の範囲、そして薄い灰色で示しているのが緩衝地帯(バッファゾーン)の範囲です。右側の表を見てみますと、1~25まで番号を振ってありまして、それぞれ構成資産の名称を示しています。左側の図のうち、二合五勺の地点は「馬返し」といっ

て、それより上方の区域には馬を立ち入らせてはいけないとされている地点なのですが、その上方の領域が今回の世界遺産の範囲となったわけです。そのみならず、北側の本栖湖、西湖、精進湖まで含めて濃い灰色で塗られた範囲が広がっていることがわかります。それは、本栖湖西北岸には20世紀初頭の日本の代表的な写真家であった岡田紅葉が本栖湖を前景とする富士山の形姿を撮影した中ノ倉峠という峠があったからなんです。その写真は、日本の紙幣の1,000円札、または旧5,000円札の裏側の図像として使われました。そのような展望地点からの展望の範囲をほぼ網羅している範囲が、山頂から北西の方向に伸びている濃い灰色に塗られた範囲であると理解していただければと思います。

それ以外に、北麓の河口湖、山中湖も八海巡りの重要な場所として遺産の範囲に含められたほか、南麓の駿河湾に面して三保松原が山頂から45km離れて点在しています。また、8ヶ所の浅間神社をはじめ、多くの庶民を山へと導いたツアーガイドまたは登山インストラクターの役割を果たした「御師」と呼ぶ人たちの住居など、山麓に点在する信仰関連の資産も遺産の範囲に含められています。

画面に濃い灰色の点で示しているのが、「信仰の対象」となった富士山と浅間神社の境内、そして霊場・巡礼地となった山麓の洞窟などです。右側の表の一番下に付加されているのが南麓の展望地点である三保松原です。これらが「信仰の対象」と「芸術の源泉」に直接関連する代表的な場所として、今回の世界遺産の範囲に含められました。

イコモスから指摘されたのは（資料6上）、中核を成す富士山自体は重要であるけれども、山麓に点在しているバラバラの構成資産をどのように関連付けるのか、それらをつながりのある一体のものとして来訪者に情報提供していけるようではなくては、「信仰の対象」としての価値証明も困難なのではないか、ということでした。また、山頂から45km離れている三保松原は富士山本体ではなく、富士山を展望する場所であり、富士山の一部とは見なし得ない。だから、除外してはどうかとの指摘もありました。

三保松原ですが、画面（資料6下）の右下の写真からお分かりいただけるように、いわゆる日本の白砂青松の松原一実とは三保松原は白砂ではなくて黒い砂なんですけれども一の概念につながっていく松原と砂浜海岸、そして日本の代表的な山である富士山。ある意味、日本人の美意識を表す自然的な要素のすべてがここに存在しているわけですね。それらを一つの図像に表わしたものが、画面の左側に掲げた歌川広重の浮世絵です。松原・砂浜海岸・富士山の3つが1つの図像の中に描かれることによって、日本の美意識が象徴的に描かれ、再生産されていく。それが、今回の富士山の世界遺産推薦における三保松原の重要な位置付けであったわけですね。単なる富士山の展望地点ではなく、日本の美意識を表す要素をすべてものがすべて広重の版画の図像の中に描かれ、同様の図像が後に拡大再生産されていった。それが評価基準(vi)に関連して重要な部分を占めるということ、今回の世界遺産委員会において明確に示すことができたからこそ合意形成が可能となり、いったん除外勧告が行われた三保松原を再度含める方向で記載が決定したということです。

画面（資料7上）は読みにくいので説明を省略したいと思います。要するに今後の保存管理・保護のあり方についてたくさんの注文が付きまして。画面にアンダーラインを引いている部分を抜き出したものを、次の画面（資料7下）に示しています。富士五湖が展開している北麓の地域は、長く岳麓開発といってホテル等のさまざまな施設が建設され、観光開発の対象となってきた場所です。多くの施設建設は一定の調和のある意匠の下に制御されてきたわけです。しかし、そのような制御の方法では不十分だと。建築物の高さ、色彩等の意匠のコントロールが行われてはいるけれども、それらの建て方、配置等を含め、土地利用の基本的な規制をさらに強化する必要があるという非常に厳し

い指摘が行われています。これらを遺産の管理計画にしっかり盛り込んでいけるよう、これから努力していかなくてはなりません。

#### 6) 勧告について

ご覧のように、追加的な勧告が6点出されました(資料8上)。まず、資産全体をどのような方向に導いていこうとするのかというビジョンを示せと勧告されています。そして、登山道の受け入れ能力の望ましいあり方を研究し管理戦略を策定せよ、登山道の保全の手法を定めよと勧告されています。また、ビジターセンターを中心として、来訪者に対して遺産全体の情報を包括的かつ系統的に提供していくための情報提供戦略も策定せよと勧告されています。

勧告の最後は、景観の神聖さと美しさの両面を確実に維持していくために、経過観察指標を強化していく必要があるということです。勧告には明確に述べられてはいないのですが、展望地点を選択し、景観のチェックを行えるようにせよという意味だと理解しています。遺産の範囲内には、富士山の北側と南側に2つの代表的な展望地点が存在するわけですね。しかし、それ以外にも富士山を展望できる場所がもっとあるだろうと思います。そのような展望地点を追加的に選び出し、そこからの富士山の見え方を観察するなかで、阻害要因が発生しないかどうかについてモニターする指標を定める必要があるという指摘です。

これらの勧告に示された事柄の慎重状況について、2016年の2月1日までに保全状況報告書としてまとめ、提出しなければなりません(資料8下)。日本が追加情報の提出に際して申し出た包括的保存管理計画の改訂についても、進捗状況を示さなくてはなりません。現時点では、2016年の2月1日までに山梨県・静岡県と協働して包括的保存管理計画の改訂版を提出できるよう努力することになっています。

## 6. 平泉の世界遺産一覧表への記載と今後の課題について

### 1) 2008年の世界遺産のコンセプトと構成範囲

お待ちかねの平泉の話に移りましょう。初回は2006年に推薦し、2008年に残念ながら記載の審査延期という決議が採択されました。当時の推薦資産名称は「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観—」でした。推薦のコンセプトは2本柱から成り、1つは12世紀の日本の北方領域に完成した「政治・行政上のセンター」であったということ、もう1つは藤原清衡が現世に創り出そうとした「浄土世界」でした。この2つが合わさったものが平泉である、ということを推薦書に説明したわけです。

画面(資料9上)の上の図を見てください。灰色で示しているのが世界遺産として推薦した範囲、その周囲に濃淡を付けて示した範囲が緩衝地帯(バッファゾーン)です。色彩の濃淡は、行為規制の強弱を表しています。緩衝地帯は世界遺産を守るための区域であって、世界遺産そのものではありません。推薦書では、この両者を含めて「浄土思想を基調として完成した文化的景観」だと説明したわけですね。つまり、推薦資産のテーマが2本柱から成ること、そして世界遺産の推薦区域以外の緩衝地帯(バッファゾーン)も含めて文化的景観だと説明したこと。これらの2点は、はからずも資産内容の「わかりにくさ」、評価ポイントの複雑さを生んでしまったというわけです。結局のところ、本当に申し訳なかったのですが、初回の推薦コンセプトはイコモス及び世界遺産委員会の理解を得ることができずに、記載審査の延期という決議に至ったということです(資料9下)。

2008年にカナダのケベックで開かれた第32回世界遺産委員会において、少なくとも一群の庭園については浄土思想を表していると確実に言えることから、アジア地域における庭園の比較研究を行

い、それらを中核とする資産範囲について検討を要請する旨の勧告が決議文に盛り込まれました。

## 2) 2010年の再推薦時における資産構成

イコモスは、その評価書において、浄土思想との直接的な関係を証明できない構成資産が存在するのではないかと指摘しました（資料10上）。要するに、全体が浄土思想に関連していると言っても、構成資産によっては浄土思想との関連性に濃淡があり、浄土思想と直接結びついているものとそうでないものが混在している、との指摘でした。先ほども申しましたように、文化的景観として評価するには、各構成資産はあまりにも点的であり、「面」を構成していないとの指摘もありました。

そのような点を踏まえ、イコモスは、アジアにおける浄土庭園が日本に固有に発展したものである可能性を指摘し、その発展・進化の系譜をアジアの文脈において捉え、最終的に平泉に伝わった庭園がどのように特質のある様式・意匠・構成へと昇華したのかを明確に証明できるならば、価値観の伝播と交流の観点からの証明を求める評価基準(ii)の適用が可能かもしれない、と指摘したわけです。以上に基づき、2010年の再推薦時における資産のコンセプトを画面に示すように変更したというわけです（資料10下）。

評価基準(ii)が求める「価値観の交流」がどのように起こったのか。それは、仏教思想の中でも特に浄土思想がいかに日本に伝わり、平泉にまで伝わったのかと同義です。そして、それと併行して作庭の思想がどのように進化しつつ平泉へと伝わり、平泉の浄土庭園へと結実したのか。これらの観点から、評価基準(ii)の下での価値証明にトライしたわけですね。

また、同時に評価基準(iv)、(vi)をも適用して価値証明に努めました。特に、評価基準(vi)の価値証明の中核には浄土思想が存在します。浄土思想が世界宗教である仏教の一翼であることを強調しつつ、それが日本に伝播し独特の発展を遂げたことを説明した。その結果として、日本で進化した浄土思想は顕著な普遍的な意義をもっているということを主張したわけですね。

当初は9つあった構成資産を5つに絞り込み、さらに1つを加えて合計6つとしました。緩衝地帯（バッファゾーン）も6つの資産の内側から視認できる範囲に絞り込みました（資料11上）。

当初の構成資産は、いずれも平泉の政治・行政上のセンターとしての価値を語る上では不可欠のものばかりでしたが、評価基準(ii)の下に価値証明を集約していこうとすれば、構成資産のうちのいくつかについては、価値証明にさらなる時間を要し、結果的に先送りせざるを得なかったということです。

金鶏山を中心とする4つの仏堂・庭園に絞り込みをしていったということになります。岩手大学の藪先生をはじめとする諸先生方のご協力を得て、岩手県教育委員会とともに中国各地の浄土庭園の事例を調査し、比較研究のための情報集約を行いました。さらに、奈良文化財研究所と共同して「東アジアにおける理想郷と庭園に関する専門家会議」を開催し、中国・韓国の専門家とともに平泉の庭園の系譜と価値を確認する作業も行いました。

## 3) 2011年登録時における決議文について一柳之御所の除外

一連の経緯を整理しますと、まず2008年から2011年の記載までの間に、画面（資料11下）に示すような道程がありました。2011年の記載時の決議文に太字で強調表示しているように、残念ながら柳之御所遺跡を除外して記載することが決定されました（資料12上）。柳之御所遺跡は、浄土思想を発展・進化させ、いくつかの様式・意匠・構成の浄土庭園、仏堂を創り出す上で大きな政治的推進力を持った藤原氏の拠点的な居館の考古学的遺跡であったわけですが、イコモスはいとも簡単に浄土思想との直接的関係が認められないと指摘したわけですね。平泉の浄土庭園と仏堂の創造の源泉となったのは奥州藤原氏の政治力であったことを認めつつも、その居館である柳之御所遺跡の除外

を求めた点は合理性を欠いていると言っても差し支えないでしょう。また、決議文の2番には、勧告に厳重に従って最低限の期間で記載を成し遂げたのは賞賛に値するという私にとっては屈辱的だとも思えるような文章が、とある締約国の提案により挿入されたことも付け加えておきたいと思いません。

評価基準(iv)は適用できないとして、除外されてしまいました(資料12下)。評価基準(iv)が適用されなかった事実について、私たちは今後さらに議論する必要があるのではないかと考えています。評価基準(iv)は、画面(資料13上)にも示しているように、「歴史上の重要な段階を物語る建築物、庭園をも含む景観の顕著な見本であること」を求めているわけですね。多くの共通する事例がある中で、最も代表的・典型的な見本だということの証明を求めています。それは、「歴史上の重要な段階」を示す見本であること、つまり人類の歴史上の重要な段階を表しているような建築・庭園の見本であるということを示す証明せよということなのですが、今回の推薦書では、現世に浄土を実現することができると考えられた12世紀という独特の時代の見本だと強調したわけですね。12世紀以前の時代の浄土思想は現世での利益を求めるといった性質が強かったのに対し、13世紀以降にあたる鎌倉新仏教では、題目を唱えるだけで浄土への蘇生が約束されるという性質へと変化していくわけです。これに対し、12世紀は両者の過渡的な状態にあり、貴族階級は「作善」という功德を積む行為を通じて荘厳な庭園や仏堂を次々と造営した時代であったわけですね。それは、この世に浄土を実現することが可能だと考えられた浄土思想の進化の歴史において重要な時代を表わしているものであったわけですね。それらの代表的・典型的な事例がすべて平泉に凝縮されて残されていると主張したわけですが、結局のところ評価基準(iv)の適用は認められませんでした。そのような現象は日本の国内においてのみ起こった事象であり、日本を越えたアジア地域の全体に同様の事例が共通して見られたわけではなく、それらのうちの最も代表的・典型的な事例として平泉の庭園・仏堂の価値が証明されたということではない、ということが根拠として明示されています。

#### 4) 価値証明の課題

他方で、保存環境のさらなる改善を求めたという点には、とても重要な意義があったのではないかと思います。繰り返しになるので申し上げますが、政治・行政上のセンターとしての平泉が持つ日本史上の価値は誰も文句を付ける余地はなかったのに対し、世界史的な視点、特にアジア史的な視点からの説明が十分であったのかどうかについては、もう少し検討の余地があるかと思います。また、今回は仏堂と庭園だけに焦点を絞ったわけですが、それは現時点における平泉研究の豊かな成果を仏堂と庭園だけに矮小化するものではないか、という批判的な意見もいただきました。そのような指摘がある一方で、世界遺産としての実利を取るといった観点からいうと、わかりにくさを捨象しつつ、強力な価値証明のポイントに絞り込んでいくという戦略もまた必要であったということでしょう(資料13下)。

#### 5) 追加登録に向けて

追加記載を目指していこうということで、2012年9月にはわが国の世界遺産暫定一覧表に再び平泉を候補として再記載しました(資料14上)。適用が可能と見込まれる評価基準には、再び評価基準の(iii)を掲げました。暫定一覧表では、現世に仏国土(浄土)を創造しようとした欧州藤原三代の政治理念を直接的に反映した独特で質の高い文化が平泉に開花したということ、それが政治・行政上のセンターとしてのさまざまな形態や構造に反映しているということ、そして開花した文化の様相を語る上で不可欠の要素がすべて良好に残されているということを記し、総じて仏の理想世界である浄土世界の実現をめざして成立した平泉文化の証拠であると説明しています。

ただし、ここで問題となるのは「平泉文化」とはいったい何なのかということであり、「平泉世界」とはいったいどこからどこまでの範囲を指しているのかということですね（資料14下）。これはあくまで世界遺産の評価基準(iii)に基づく証明なのですが、私たちが言う「平泉文化」なるものについて、もう少し合理的な説明・定義をしていく必要があるのだろうと思います。また、「政治・行政上のセンター」と言った場合に、都市的な様相を呈している部分と、それを支えたその周辺の部分というのでしょうか、ある意味で農村というふうに言ってもいいと思いますが、そのような区域とが相互にどのような関係を持っていたのか、都市と農村との一体型の類型の観点からのアプローチができるのかどうか、今後とも議論の余地がありそうです。

ただ今申し上げた事柄を整理したものを画面（資料15上）に表示します。岩手県教育委員会が設置した追加記載を目指す専門家会議では、既に議論が始まっています。4～5年の間に調査研究の成果がまとめられれば、今後の追加記載が可能なのかどうかについて一定の方向性が見えるかもしれません。2011年の記載時の決議文では、構成資産である庭園の真実性の高い修復、そしてその周辺環境を確実に維持・改善することが要請されています。私たちには、この要請事項にきちんと応えていく義務があります（資料15下）。現在、各構成資産では考古学的調査が行われていますが、その成果をユネスコにも返し、日本庭園の発掘調査と修復技法の正当性を明確に示していくことも必要です。また、庭園に立ったとき、景観を阻害するものが見えないかどうか、騒音が聞こえないかどうか、浄土を観想できるような静寂な環境を維持できているのかどうか、しっかりと見定めていく必要もあります。

## 7. おわりに

最後に、もう1つだけ申し上げておきたいことがあります。平泉及び富士山のいずれの場合においても、世界遺産の推薦を進めていく過程でかなり資産の絞り込みを行ってきました。富士山の場合、絞り込みの過程で構成資産の候補から外れていったものの中には、文化財の指定への努力を途中であきらめ、いわば打ち捨てられてしまった、あるいは見捨てられてしまったような存在もあったわけですね。そのような現象は、世界遺産の推薦がもたらした効果として、果たして適切なものだったと評価できるのかどうか、今一度きちんと見つめ直してみる必要があるだろうと私は思います。あきらめざるを得なかったもの、結果的に取り残されてしまったものを再評価し、適切に保存・活用の施策を進めることが求められていると思います。それは、世界遺産一覧表への追加記載を目指すということと同義ではありませんが、文化財保護行政のいわば根幹にかかわる重要なことだと考えています。

平泉の場合には、画面（資料16上）に示しているように、「三代の栄耀一睡の中にして」という書き出しで始まる『おくのほそ道』の平泉のくだりに注目したいと思います。画面には英訳文も載せていますが、イコモスの評価書、そして世界遺産委員会が採択した「顕著な普遍的価値の言明」も、この一節を引用して平泉の価値に言及しているのです。松尾芭蕉は、世界的に知られた日本の代表的な短詩の芸術家です。芭蕉によって見出された近世初頭の平泉のすがた、それは芭蕉からさかのぼること500年も前に滅び、その後、歌人西行が訪れて和歌に残した世界でした。変わり果てた平泉の世界、その中にも変わらずに残されてきたさまざまな場所がある。それを芭蕉は「不易流行」の精神に準え、『おくのほそ道』の世界に描き出したのではないかと思います。

芭蕉が平泉を訪れてから、さらに350年もの歳月が経過したわけですね。現代生活に必要な施設

が加わり、平泉の風景にも変化が生まれました。芭蕉が見た平泉の世界と現在の私たちが見る平泉の世界の間には、大きなギャップがあるでしょう。それらのギャップをいかに調和させ、両者をどのように共存させていくのかということも、浄土庭園の環境を維持・改善の施策の過程で求められることです。金鶏山、高館、その対岸の「さくら山」と芭蕉が記した東稲山の一角。『おくのほそ道』に記されたこれらの場所の中には、今はまだ文化財になっていないものも含まれていますが、適切に評価して保存・活用を進めていく必要があるのではないかと考えます。

最後になりましたが、コンソーシアムの枠組みの中で岩手大学が行政と一体となって進めようとしているさまざまな調査研究には、きわめて大きな意義があると思います。それは、平泉の追加記載を進めていく上でも重要な効果をもたらすのではないかと思います。その観点から、企画を推進しておられる関係者の方々に改めて敬意を表したいと存じます。

平泉の世界遺産追加記載に関する今後の道のりはそれほど平坦ではなく、むしろ茨の道となるかもしれません。しかし、調査研究を進めつつ、その成果を共有できるようにすることが大切だと考えておりますので、今後ともこのような場に参加させていただければと思います。少し時間が超過したかもしれませんが、本日の私の話を締めくくりたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

【付記】本講演録は2013年8月3日（土）に開催された、「岩手大学平泉文化研究センター設立1周年記念／「平泉の文化遺産」世界遺産登録2周年記念講演会」（於 一関市）における講演内容に基づきまとめたものです。

### 現在の世界遺産の記載数(2013年7月現在)

■ 総 数	981
■ 文化遺産	759
■ 自然遺産	193
■ 複合遺産	29
■ 危機にさらされている遺産	44
■ 締約国数(2012年9月19日現在)	190

### 最近の世界遺産と平泉の今後

平成25年8月3日  
文化庁記念物課 本中 眞



### 世界遺産条約の前文に示された主旨

人類の生み出した傑出した**文化遺産**と、地球環境が生み出した壮麗な**自然遺産**の双方の**顕著な普遍的価値**を、迫りくる新たな**危険**からまもるとともに**次世代へと確実に継承**していくことは、当該国のみならず**国際社会全体の任務**である。そのためには、常に**科学的**で**効果的な体制**を国際社会全体で整備していくことが必要であり、**条約の形式**の下に**国際的に合意**を形成していくことが重要である。

### 第37回世界遺産委員会決議

世界遺産委員会は、

1. 文書WHC-13/37.COM/8B及びWHC-13/37.COM/INF.8B1を審査した結果、
2. 評価基準(iii)、(vi)の下に「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」を世界遺産一覧表に記載し、
3. 以下の顕著な普遍的価値の言明を採択し、
  - 概要／評価基準／完全性／真実性／管理及び必要な保護措置から成る顕著な普遍的価値の言明
4. 締約国が、以下の点を尊重しつつ、資産をひとつの存在として、また文化的景観として、管理するための管理システムを実施可能な状態にするよう勧告し、
  - 進入(アクセス)・行楽(レクリエーション)の提供及び神聖さ・美しさの品質維持という相反する要求に関連して、資産の全体構想(ヴィジョン)を定めること
  - 神社・御師住宅及びそれらと上方の登山道との関係に関して、山麓の巡礼路の経路を描き出す(特定すること)
  - 上方の登山道の受け入れ能力(収容力)を研究し、その成果に基づく来訪者管理戦略を策定すること
  - 上方の登山道及びそれらに關係する山小屋、トラクター道のための総合的な保全手法を定めること
  - 個々の構成資産において来訪者施設(ビジターセンター)を整備し、情報提供を行うために、構成資産のそれぞれが資産全体の部分を成し、山岳(富士山)の上方及び下方(山麓)における巡礼路全体の部分を成していることについて、認識・理解の方法を周知するための情報提供戦略を策定すること
  - 景観の神聖さ及び美しさの各側面を反映するために、経過観察指標を強化すること
5. 締約国に対し、2016年2月1日までに世界遺産センターに保全状況報告書を提出するよう要請する。報告書には、2016年の第40回世界遺産委員会において審査できるようにするために、資産の総合的な構想(ヴィジョン)、来訪者戦略、登山道の保全手法、情報提供戦略、危機管理戦略の策定、及び文化的景観の手法を反映した管理計画の改定に関して、進展状況を示すよう求める。これらの手法に関してイコモスに助言を求めるよう推奨する。

危機遺産一覧表への記載総数 **44**  
新たな記載 **7**

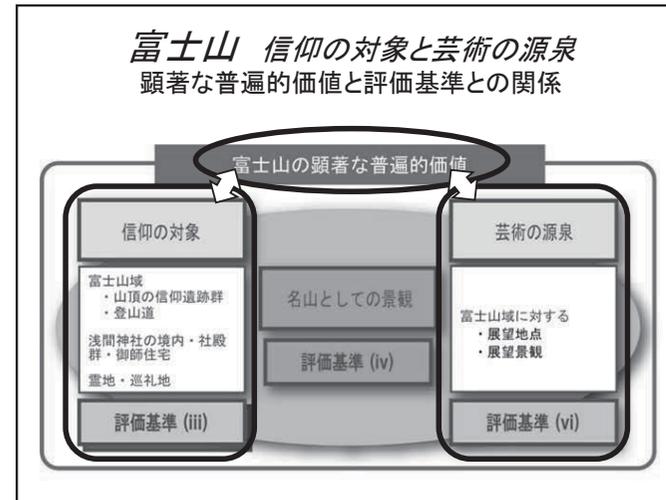
### 顕著な普遍的価値の言明(評価基準)

**評価基準(iii)**

独立成層火山としての荘厳な富士山の形姿は、間欠的に繰り返す火山活動により形成されたものであり、古代から今日に至るまで山岳信仰の伝統を鼓舞し続けてきた。頂上への登拝と山麓の霊地への巡礼を通じて、巡礼者はそこを居処とする神仏の霊能を我が身に吹き込むことを願った。これらの宗教的関連性は、その完全な形姿としての展望を描いた無数の芸術作品を生み出すきっかけとなった富士山への深い憧憬、その美しさへの感謝、自然環境との共生を重視する伝統と結び付いた。一群の構成資産は、富士山とそのほとんど完全な形姿に対する崇敬を基軸とする生きた文化的伝統の類い希なる証拠である。

**評価基準(vi)**

湖沼及び海から立ち上がる独立成層火山としての富士山の図像は、古来、詩・散文その他の芸術作品にとって、創造的感性の源泉であり続けた。とりわけ19世紀初期の葛飾北斎及び歌川広重により浮世絵に描かれた富士山の図像は、西洋の芸術の発展に顕著な影響をもたらし、今なお高く評価されている富士山の荘厳な形姿を世界中に知らしめた。





## 資料 8

## 勧告

以下の点を尊重しつつ、資産をひとつの存在として、また文化的景観として、管理するための管理システムを実施可能な状態にするよう勧告。

- ▶ 進入(アクセス)・行楽(レクリエーション)の提供及び神聖さ・美しさの品質維持という相反する要求に関連して、**資産の全体構想(ヴィジョン)を定めること**
- ▶ 神社・御師住宅及びそれらと上方の登山道との関係に関して、**山麓の巡礼路の経路を描き出す(特定)すること**
- ▶ 上方の登山道の受け入れ能力(収容力)を研究し、**その成果に基づく来訪者管理戦略を策定すること**
- ▶ 上方の登山道及びそれらに係る**山小屋、トラクター道のための総合的な保全手法を定めること**
- ▶ 個々の構成資産において来訪者施設(ビジターセンター)を整備し、情報提供を行うために、**構成資産のそれぞれが資産全体の部分を成し、山岳(富士山)の上方及び下方(山麓)における巡礼路全体の部分を成していることについて、認識・理解の方法を周知するための情報提供戦略を策定すること**
- ▶ **景観の神聖さ及び美しさの各側面を反映するために、経過観察指標を強化すること**

- ▶ 2016年2月1日までに世界遺産センターに保全状況報告書を提出するよう要請。
- ▶ 報告書には、2016年の第40回世界遺産委員会において審査できるようにするために、
  - 資産の総合的な構想
  - 来訪者戦略
  - 登山道の保全手法
  - 情報提供戦略
  - 危機管理戦略に関する進展状況
 を提示するとともに、管理計画の総合的な改定をも含めること。
- ▶ これらの手法に関してイコモスに助言を求めるよう推奨。

## 資料 7

## 「顕著な普遍的価値の言明」に含まれた「管理及び保護の要請事項」

## 管理及び保護の要請事項

資産の様々な部分は公式に重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物として指定されているほか、国立公園にも指定されている。頂上(summit)の全体的な景観は富士箱根伊豆国立公園の一部に指定されており、そこには溶岩樹型、山中湖、河口湖を含んでいる。ほとんどの構成資産は、登山道、神社、湖沼、山頂を含め、過去2年以内に国により重要文化財、史跡、名勝として保護された。村山浅間神社及び富士浅間神社は2012年9月に保護された。

緩衝地帯は、景観法及び土地利用計画規則(ガイドライン)(及び複数の関連法令)により保護されている。すべての構成資産及びその緩衝地帯は、2016年頃に景観計画により包括される予定である。これらは、市町村が開発規制を実施する体制を提供している。

強化が必要とされるのは、実施中の各種手法が負の影響を及ぼす可能性のある建築物の規模・位置に係る規制の方法である。原則として、それらは(色彩・意匠・形態・高さ・材料、場合により規模と)調和した開発の必要性に関係している。しかし、最も厳しい規制は基本的に色彩と高さに関係しているようである。特に山岳(富士山)下方の山腹におけるホテルを含めた建築物の位置とともに規模、特に建築物の敷地計画について、さらに厳しい規制が必要である。

山梨・静岡の2県及び関係の市町村は、資産の包括的管理システムを構築するために、富士山世界文化遺産協議会を設置した。これらの機関は、日本の文化財・文化遺産の保存・管理を主務とする文化庁、環境省・林野庁などの主たる国の機関とも連携協力して取組を進めている。この協議会は、富士山の調査研究・保存・管理のための専門家の(富士山世界文化遺産)学術委員会の助言を受けている。

2012年1月には、地域住民を含むすべての団体の諸活動を調整するために、富士山世界文化遺産包括的保存管理計画が作成された。この計画は、資産全体のみなす個々の構成資産の保存・管理・維持・活用を定め、国及び地方公共団体、その他の関係団体が担う個々の役割について定めている。さらに、重要な展望地点からの視覚的な景観の管理手法を提供するために、自然公園法に基づく公園計画及び国有林野の管理運営に関する法律に基づく森林管理計画が定められている。

資産は、一方で進入(アクセス)と行楽(レクリエーション)と、他方で神聖さ及び美しさの品質の維持との間の相反する要求にさらされている。資産の構想(ヴィジョン)は2014年末までに採択される予定であり、この必要とされる融合を促す手法を定めるとともに、構成資産・構成要素間の関係性を描き出し、それらの山岳(富士山)との結合に力点を置く視点から、どのような構成資産群の全体が管理されるのかの手法も定めることとしている。この構想(ヴィジョン)においては、文化的景観としての資産の管理の在り方を包括するとともに、2016年末頃までに管理計画の改定を行うことを周知することとしている。

上方の登山道にとっては、道を安定させ、来訪者及び水流が引き起こす流出を管理し、供給物資及びエネルギー源の配達を管理するために、登山道とそれに附属する山小屋の全体保全手法が必要である。

富士山世界文化遺産協議会は2014年末までに「来訪者管理戦略」を策定し、採択する予定である。様々な利用が行われている上方の登山道、駐車場、公園(ウーブン)施設(建築)群及び複層的な混乱状態の受け入れ能力(収容力)をはじめ、協同して来訪者が権限区域の範囲及びそれらの関連性を認知できるのかについて、向からの決定を行う上での基本原則として、来訪者管理戦略が必要である。これは、巡礼路との関係性が不明確な山麓部の構成資産群にとって特に重要である。情報提供戦略は2014年末頃に採択される予定である。

## 規制強化の必要性

(世界遺産委員会決議文より)

- ◆強化が必要とされるのは、実施中の各種手法が負の影響を及ぼす可能性のある建築物の規模・位置に係る規制の方法である。原則として、それらは(色彩・意匠・形態・高さ・材料、場合により規模と)調和した開発の必要性に関係している。しかし、最も厳しい規制は基本的に色彩と高さに関係しているようである。特に山岳(富士山)下方の山腹におけるホテルを含めた建築物の位置とともに規模、特に建築物の敷地計画について、さらに厳しい規制が必要である。

## イコモスの指摘

- 構成資産の中に、浄土思想との直接的関係を証明できないものが含まれているのではないか。
- 9つの要素の集合体は「面」を構成していないため、「文化的景観」と呼ぶには無理があるのではないか。  
シリアル・ノミネーションではあっても、緩衝地帯を含めた主題の説明は、「文化的景観」の説明として十分ではない。  
都市全体の配置と浄土思想との関係性／構成資産間の空間的な繋がりにへの視座。
- アジアにおける浄土庭園の伝播の過程における平泉の位置付けを証明するならば、評価基準 (ii) の適用が可能かも知れない。

## 1. 2010年の再推薦における資産名

### 平泉 — 仏国土(浄土)を表す建築・庭園・考古学的遺跡群 —

## 2. 顕著な普遍的価値の主題

現世における仏国土(浄土)を表現するために、12世紀の平泉に造営された建築・庭園・考古学的遺跡群

- (ii) 6世紀から12世紀にかけて、中国及び朝鮮半島から奈良や京都を経て日本列島の東端にまでもたらされた仏教(浄土思想)、及びそれに伴ってもたらされた建築・庭園の意匠・造営の理念は、人類の価値観の重要な交換を示している。
- (iv) 仏国土(浄土)を空間的に表現した一群の芸術作品とその考古学的遺跡は、12世紀における世界の他の地域には見ることのできない建築・庭園の意匠・技術の分野における人類の歴史上の重要な段階を示している。
- (vi) 日本仏教の中でも特に浄土思想を持つ独特の性質は、平泉の建築及び一群の庭園の意匠や形態に対して直接的・有形的に反映した。それは、12世紀の日本人の死生観の形成に重要な役割を果たし、今日にも確実に継承されており、顕著な普遍的意義を持つ。

## 平泉 浄土思想を基調とする文化的景観



- 12世紀の日本の北方領域に完成した「政治・行政上の拠点」(Centre)
  - 政治・行政上の拠点は9つの構成資産から成る。
- 清衡が現世に創出しようとした「浄土世界」(Pure Land, Paradise)
  - 生きとし生けるものすべてを浄土世界に導くことを目的として平泉を造営(『中尊寺供養願文』)。
  - 周辺の自然環境を包摂して寺院建築や庭園群に浄土世界が再現されるなど、政治・行政上の拠点は浄土思想を基調として完成。

## 決議 32 COM 8B.24 (第32回世界遺産委員会/カナダ・ケベック)

(2008年)

世界遺産委員会は、

1. WHC-08/32.COM/8BとWHC-08/32.COM/INF.8B.1の文書の審査を行い、
2. 締約国に対して
  - a) 中国・韓国の事例を含め、特に庭園のためのさらなる比較研究を提示すること
  - b) 景観の価値を持つ諸要素を含めるために、推薦資産の境界線の改定について考慮すること
 の2点を求めるために、「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観」(日本)の推薦に係る審査を延期し、
3. さらなる推薦に際しては、十分に機能している管理計画、視覚的な繋がりと及び資産との関連性に関する知識を監視するための指標を含む適切な一群の指標を添付することが必要となるであろうことを勧告し、
4. 境界線の改定を含む推薦に当たり、資産への現地調査団の派遣による検討が必要となるであろうことを考慮し、
5. 推薦資産の改定を行う場合には、世界遺産センターがすべての方策を講じて締約国を支援するよう勧告する。

## 資料 12

**決議** 35 COM 8B.30 (第35回世界遺産委員会/フランス・パリ) (2011年)

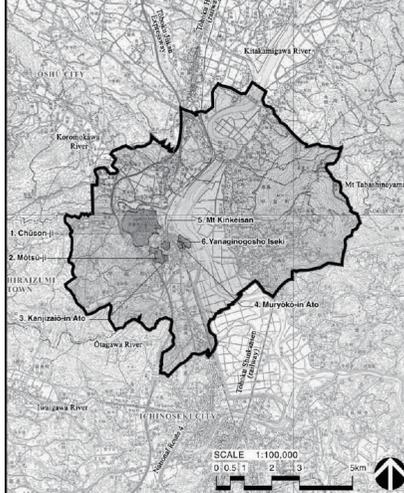
世界遺産委員会は、

1. 文書WHC-11/35.COM/8B、WHC-11/35.COM/INF.8B1を審査した結果、
2. イコモス及び世界遺産委員会の勧告に厳重に従いつつ、最初は延期された推薦案件をたった3年で改定するという優秀な作業を行った締約国を賞賛し、
3. 評価基準(ii)及び(vi)に基づき、構成資産である柳之御所遺跡を除外して、「平泉－仏国土(浄土)を著す建築・庭園及び考古学的遺跡群」(日本)を世界遺産一覧表に記載し、
4. 以下の顕著な普遍的価値の言明を採択する。  
 摘要／評価基準／完全性／真実性／管理及び必要な保護措置 (後述)
5. さらに、締約国が次の事項を考慮することを勧告する。
  - a) 金鶏山と他の4つのアンサンブル(仏堂・庭園)との間の阻害のない展望を維持すること。
  - b) 主要な道路改修の提案に当たっては、個々の構成資産の周辺環境の見え方を含め、顕著な普遍的価値の属性に対する影響を計る「遺産影響評価(Heritage Impact Assessment)」を行うこと。
  - c) 中尊寺及び無量光院跡の2つの地下に埋蔵されている庭園の再発掘調査及び再生(修復)に当たっては、『世界遺産条約履行ための作業指針』第172項に基づき、イコモスによる評価を受けるために、世界遺産センターに計画書を提出すること。
  - d) 地下に埋蔵されている考古学的な情報資源を積極的に保護すること。
  - e) 種々の構成資産の受容力に関する詳細な研究に基づき、来訪者に関する管理戦略を適切に定め、実施すること。

## 資料 11

**3. 構成資産**

9 → 6 (5+1)



1. 中尊寺
2. 毛越寺 (観自在王院跡を含む)
3. 無量光院跡
4. 金鶏山
5. 柳之御所遺跡
6. 達谷窟
7. 白鳥館遺跡
8. 長者ヶ原廃寺跡
9. 骨寺村荘園遺跡・一関本寺の農村景観

↓

1. 中尊寺
2. 毛越寺
3. 観自在王院跡
4. 無量光院跡
5. 金鶏山
6. 柳之御所遺跡

**決議**

**1. 2011年の登録における資産名**  
 平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園・考古学的遺跡群－

**2. 顕著な普遍的価値の主題**

現世における仏国土(浄土)を表現するために、12世紀の平泉に造営された建築・庭園・考古学的遺跡群

(ii) 平泉の寺院と浄土庭園は、仏教とともにアジアからもたらされた作庭の概念が、日本独自の自然信仰である神道に基づきどのように進化を遂げ、結果的にそれが日本に独特の計画、庭園の意匠設計の概念へとどのように発展を遂げたのかを顕著に明示している。平泉の庭園と仏堂は、その他の都市の庭園・仏堂にも影響を与え、特に鎌倉には中尊寺に基づく仏堂のひとつが存在した。

(vi) 平泉の浄土庭園は、東南アジアを超える地域への仏教の普及、その中でも特に日本に固有の自然信仰の精神と仏教との融合、そして阿弥陀如来の極楽浄土思想を明確に反映している。平泉の仏堂と庭園の複合体から成る遺跡群は、平泉が仏国土(浄土)の現世への実現を目指して造営されたことを象徴的にあらわしている。

## 登録延期の決議から今日までの経緯

- 2008年7月 第33回世界遺産委員会(カナダ)
- 2008年9月～ 第1回推薦書作成委員会
- 2009年2～4月 外国人専門家との意見交換(2回)
- 2009年5月 構成資産を9つから5つへ絞り込み。残された4つは第2段階の推薦を模索。
- 2009年5月 東アジアにおける庭園の比較研究集会を開催(奈文研・文化庁共催)
- 2009年9月 推薦書暫定版をユネスコに提出
- 2009年11月 第8回推薦書作成委員会
- 2010年1月 推薦書正式版をユネスコに提出
- 2010年8月 イコモス現地調査(王力軍氏(中国)来日)
- 2011年5月 イコモス評価書・勧告が日本に通知。  
柳之御所遺跡を除外して「記載」を勧告
- 2011年6月 第35回世界遺産委員会(パリ)  
柳之御所遺跡を除外して「記載」を決議

## 我が国の暫定一覧表への再記載(2012年9月25日)

## 評価基準 (iii)

評価基準 (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。

平泉では、政治・行政上の拠点の中心区域及びその周辺区域を含め、武士でありながらも宗教を基軸とする支配の形態に基づき、その支配域に仏国土(浄土)を創出しようとした為政者の政治理念を直接的に反映した独特で質の高い文化が開花した。

それは、奥州藤原氏が、仏教に基づく統治の理念の実現を目的として造営した寺院・庭園・居館をはじめ、政治・行政上の拠点としての独特の形態・構造を表す一群の施設に反映している。

12世紀末期の奥州藤原氏の滅亡により、平泉は日本の北方領域における政治・行政上の拠点としての機能を停止し、その後の開発による大規模な変容を受けることなく、開花した文化の様相を語る上で不可欠の諸要素を良好な状態で遺存させた。

それらは、仏の理想世界である「浄土世界」の実現を目指して成立した平泉の文化の証拠であることを示している。

◆ 「浄土を表現した作品群」から「仏の理想世界である「浄土世界」の実現を目指して成立した政治・行政上の拠点(都市)としての平泉」への視座の転換(回帰)。

- ◆ 評価基準 (iii) に基づく「独特の平泉文化」とは何か？
- ◆ 「仏の理想世界である『浄土世界』の実現を目指して成立した平泉文化」が、同時代の他の文化と区別できる独特の性質とは何か？
- ◆ その反映の結果として残された「平泉世界」の範囲は？
- ◆ 政治・行政上の拠点(「都市」)を構成する要素の特定。それらの諸要素間の関係に注目。
- ◆ 政治・行政上の拠点(「都市」)とその周辺(「農村」)との関係を示す類型、両者を包括するタイプの観点からのアプローチが可能か？

## イコモス勧告／世界遺産委員会決議に見る留意事項

## ➤ 評価基準 (iv) が適用されなかったこと。

- ある特定の時代(人類の重要な時代)に、1国内ではなく、(アジア)地域全体に共通して見られる事例の代表例・典型例であることを示すことが求められたが・・・。

評価基準 (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。

## ➤ 柳之御所遺跡の除外を記載の条件としたこと。

- 仏国土(浄土)を表す作品群を生み出したパワーの源泉である構成資産を除外することに合理性があるか？
- 御堂(庭園を含む)と住坊(居館)との一体的な関係は京都から伝わった浄土庭園の重要な特質であることから、もっと無量光院跡との空間的一体性を強調すべきであったか？(故工藤委員長からも推薦書作成時に同様の指摘)。

## ➤ 保存環境の改善手法の提示を求めたこと。

- 開発に当たって、遺産影響評価を求めた点は評価できる。

## ➤ 2008年イコモス勧告に見る示唆

- 構成資産間の関係性に強い関心を抱いていた可能性がある。

## 2008年(最初)の推薦においては・・・

- ◆ 「政治・行政上の拠点(「都市」)として平泉」の日本史上の価値は確実。しかし、世界的視点、特にアジア史的視点での説明は十分だったか？
- ◆ 仏堂と庭園だけに焦点を絞って平泉の価値を語るの、今日の「平泉研究」の成果を矮小化するものだと批判的意見。

## ◆ 2つの視点に基づく価値証明のわかりにくさ

- ① 12世紀の日本の北方領域における政治・行政上の拠点
- ② 清衡が現世に創出しようとした「浄土世界」を表す文化的景観

## ◆ ①よりも②のほうが強力

世界遺産の観点からは、世界宗教としての仏教(浄土思想)との関連性に価値証明の論点を絞るほうが、価値証明はより明快となる。

## ◆ 仏国土(浄土)を表現したものとはいいにくい資産がある。

長者原廃寺跡、白鳥館遺跡、骨寺村荘園遺跡と農村景観は、「仏国土(浄土)を直接的に表現した作品」又は「それと直接的な関連をもつもの」であるとはいいにくく、平泉への仏教の伝播の過程を表し、政治行政上の拠点の物流に関わる防衛的施設、経済的基盤を表す施設の位置付けが適当。

松尾芭蕉『おくのほそ道』  
三代の栄耀一睡の中にして・・・  
‘In 1689, Matsuo Basho, the Haiku poet, wrote ‘Three generations of glory vanished in the space of a dream...’

新たな視点に基づく「平泉世界」の再評価が必要ではないか？  
◆ 芭蕉の「不易流行」の精神における「平泉文化」・「平泉世界」とは何だったか？  
◆ 現代生活の中にある「平泉世界」と芭蕉の求めた「平泉世界」との共存



高館  
高館から望む東福山・駒形峰(さくら山) 金鶏山

### ■ 調査研究のポイント

- 「平泉文化」／「平泉世界」をどのように定義するか？
- 「平泉文化」の反映の結果である「平泉世界」の性質上・空間上の広がりを見極めることが必要ではないか？
- 日本国内ではなく、東アジアの文脈における「(都市)平泉」の位置付けを明確化できるか？
- 同時代の東アジアの他の都市の遺跡との比較により、「(都市)平泉」が持つ比類のない独特の性質を明確できるか？

### 真実性の高い修復と保存環境の改善

- 無量光院跡と中尊寺大池の発掘調査を継続的に行い、真実性の高い庭園の修復へと反映させていくことが必要。
  - 庭園の調査・修復の理念及び望ましい手法について相互の合意形成に努めることが重要。
  - 日本の考古学的遺跡の修復の理念・手法及び庭園の価値の伝達手法等について、他の文化圏に属する専門家に對して発信していくことが重要。
- 浄土思想の深遠な理想との関連性の下に、一群の浄土庭園と金鶏山及びそれらの周辺の環境との視覚的なつながりを認識できるように維持することが必要。
- 一群の浄土庭園が仏国土(浄土)を觀想できる場として本来の機能を維持していくためには、周辺環境を優秀な状態に維持し、望ましい状態へと改善することが必要。